

新型コロナウイルスの感染防止対策を踏 まえた公園等の感染防止対策及び利活用

(研究期間：令和3年度～令和4年度)

社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室

主任研究官 山岸 裕 室長 松本 浩



(キーワード) 新型コロナ感染症、都市公園、アンケート調査、感染防止対策、利活用

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が収束しない中、公園をはじめとする公共空間においては、その感染防止対策やニュー・ノーマルに対応した利活用が必要となっている。

国土交通省が令和2年8月7日に発表した「ニュー・ノーマルに対応した公園の活用」では、感染症対策による活動制限・運動不足の長期化によるコロナ禍の健康二次被害も考慮しつつ、公園利用の基本的なポイントを整理している。また、具体的な利用については各地の状況に応じて判断し、各公園の管理者からの注意事項等の確認も必要とされており、今後の知見の集積及び感染状況等によって、逐次見直しを行う可能性も指摘している。

国土技術政策総合研究所においては、こうした中で、長期的な観点での感染防止対策の記録を行うとともに、今後の効果的な事業の推進に貢献することを目的に、都市公園を対象に、感染防止対策を踏まえた計画・設計・管理運営及びニュー・ノーマルに対応した利活用等のポイントや留意点を整理した公園管理者向けの技術資料をとりまとめることとしている。

以下に、令和3年度から4年度にかけて実施した本研究の内容について紹介する。

2. 都市公園における対応に関するアンケート調査

令和4年1月～2月に感染拡大状況（緊急事態宣

言時・まん延防止等重点措置適用時、解除時等）に応じた対応の実態等を把握することを目的に、地方公共団体（47都道府県・20政令指定都市・62中核市）公園担当部局に対してExcel回答表を用いたアンケート調査を行い、74%（96自治体）の回収率が得られた。なお、アンケート調査票の作成にあたっては、時系列的な変化を調査するため、表-1のとおり調査対象期間を設定した。

以下に、抜粋して調査結果を示す。なお、①、②の設問では、各自治体が管理する全ての公園のうち一つ以上の公園で措置が行われた場合は実施とした。

①感染症防止に係る措置の実施状況（期間毎）

閉鎖・部分閉鎖とも期間A～期間Cに移行するにつれて実施割合が低くなっているが、これは、期間Bで感染症発生後約1年が経過し、利用制限して開園、期間Cでは、注意喚起のみの方向へ移行したと推測される。注意喚起が、期間AからBで増加し、BとCの期間で横ばいになっているのは、注意喚起の内容がほぼ定着したためと推測される。（表-2）

②感染症防止に係る措置の実施状況（公園種別毎）

閉鎖を行った公園は、入口ゲートの閉鎖等により閉園が可能と考えられる有料公園が64%と最も多く、次に、都市基幹公園・大規模公園21%の順であった。

部分閉鎖では、都市基幹公園・大規模公園が78%と最も多かった。（表-2）

表-1 アンケート調査対象期間

期間名	期間 A	期間 B	期間 C
時期	第1回緊急事態宣言期 ・全国 (R2. 4/16～5/14) ・埼玉・千葉・東京・神奈川 (R2. 4/7～5/25)	感染拡大期 (R3. 1～R3. 10)	回答時点 (R4. 1)
感染と対策の状況	第一波に伴い、初の緊急事態宣言が全国に発出され、感染症対応の知見が少ない中で、感染防止対策が実施された時期。	感染が拡大して緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が各地で発出される中で、第1回緊急事態宣言期の経験を踏まえて感染防止対策が実施された時期。令和3年8月7日に国土交通省公園緑地景観課より「新しい生活様式」を踏まえた公園利用のポイント等が発表された。	ワクチン接種が進み感染者が減少し、長期にわたる緊急事態宣言やまん延防止措置が解除され、感染が一時収束していたがオミクロン株の流行により、感染拡大が懸念されていた令和4年1月時点（回答時点：令和4年1月）

表-2 感染症防止に係る措置の実施状況（期間毎及び公園種別毎（全期間）：複数回答可）

実施措置	期間 A		期間 B		期間 C		有料公園 (種別を問わず) n=42		無料公園							
									都市基幹公園・ 大規模公園 n=87		住区基幹公園 n=72		緩衝緑地等(特 殊公園を除く) n=74		特殊公園 n=69	
①閉園	27	64%	17	40%	3	7%	27	64%	18	21%	4	6%	2	3%	7	10%
②部分閉鎖	26	62%	20	48%	8	19%	27	64%	68	78%	37	51%	26	35%	29	42%
③注意喚起	32	76%	38	90%	38	90%	42	100%	87	100%	66	92%	52	70%	57	83%
④利用制限して開園 (⑤~⑧)	14	33%	22	52%	11	26%	29	69%	56	64%	33	46%	20	27%	20	29%
⑤人数制限	10	24%	19	45%	12	29%	21	50%	37	43%	13	18%	10	14%	11	16%
⑥時間制限	5	12%	13	31%	5	12%	14	33%	36	41%	17	24%	8	11%	10	14%
⑦利用方法の限定	6	14%	7	17%	7	17%	13	31%	24	28%	15	21%	10	14%	8	12%
⑧その他	7	17%	6	14%	5	12%	12	29%	31	36%	19	26%	11	15%	14	20%

3.

快適で安心な暮らしを支える研究

3. 都市公園における感染防止対策及び今後の都市公園の利活用

令和3年度に行った前述のアンケート調査結果などからコロナ禍における都市公園における感染防止対策や今後の都市公園の利活用についての具体的な事例を抽出し、ヒアリング調査を行った。以下にそれらの調査結果から抜粋して事例を紹介する。

①都市公園における感染防止対策の具体例

都市公園における特徴的なイベントである花見への対応については、多くの人が集まり、飲食や宴会を伴うことが多いため、当初から感染防止対策が行われていた。写真-1に東京都上野恩賜公園の事例を示す。令和2年から4年の桜の開花期には宴会規制のための植込地の封鎖を行っている。さらに、令和2年の開花期は桜通りの閉鎖が行われ、令和3年の開花期は解除されたが、桜通りの一方通行が実施され、この措置は令和4年の開花期も実施された。

②今後の都市公園の利活用についての具体例

都市公園における今後のニュー・ノーマルに対応した利活用では、リモートワークの場としての公園の利用、3密回避・公園利用者の利便性向上のためのキャッシュレス化の導入(写真-2)、オンライン

を用いたイベント・プログラム及び公園情報の発信、デイキャンプ等芝生広場の利活用、駐車場等を利用したドライブインシアター等のパブリックビューイベント、屋内プログラム等の屋外実施、屋外での飲食提供の追加拡大(キッチンカー、テイクアウト等)などがみられた。



写真-2 入園料のキャッシュレス化(国営昭和記念公園)

4. おわりに

本研究の成果により、都市公園における感染防止対策を踏まえた計画・設計・管理運営及び今後の利活用等のポイントや留意点を整理した公園管理者向けの技術資料をとりまとめる予定である。

☞詳細情報はこちら

1) 国総研資料 No.1230 pp.27-32
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryounn/tnn1230.htm>



令和2~4年 宴会規制のため植込地封鎖

令和2年 桜通り閉鎖

令和3~4年 桜通りの一方通行

写真-1 花見における感染防止対策の推移(写真提供:東京都)